

周東地域における公共施設アクションプログラム

高森・川上エリア

令和6年3月

1. 目的

岩国市公共施設個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）では、各公共施設の現状と課題を整理するとともに、施設の「安全性」、「必要性」、「有効性」、「管理運営の効率性」の視点から点検・評価した結果に基づいて、今後の方向性を示しています。

この方向性等に基づき、施設の適正配置を進めていきますが、その過程では、地域との協議が必要なことや、施設や機能の再編によっては、地域内の他の公共施設も一体的に見直すことが望ましい場合も生じてきます。また、方向性等は示しているものの、実際の着手の場面では、全ての施設を一斉に対応することは財政的にも人的にも困難であることから、優先順位を設定した上で、重点的に取り組んでいく必要があります。

このため、本アクションプログラムでは、重点的かつ効率的に公共施設の再編・再配置を進めるため、各地域における公共施設の諸課題を整理するとともに、課題解決に向けて市と地域等の関係者が協議して取り組む具体的な方策やスケジュール等を示し、市民・地域等の関係者と情報の共有を図り、合意形成のもと、着実に公共施設の再編・再配置を進めることを目的とします。

2. 周東地域高森・川上エリアの概況

(1) 人口等（令和5年12月現在）

小学校区	自治会数	世帯数	エリア人口	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口
高森小	35	3,834	7,593人	785人 (10.3%)	4,032人 (53.1%)	2,776人 (36.6%)
川上小	3	272	538人	29人 (5.4%)	260人 (48.3%)	249人 (46.3%)

(2) 施設の設置状況

周東地域高森・川上エリアの公共施設は、72施設です。それぞれの施設の現状と課題については、個別施設計画にて整理しています。

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m ²)	耐震性	災害区域			
1	市民文化系施設	集会所	高森	久田集会所	—	S	1980	162.00	旧	洪	移転	廃止,協議	19
2	市民文化系施設	集会所	高森	午王ノ内集会所	—	W	1977	100.00	旧	—	移転	廃止,協議	19
3	市民文化系施設	集会所	高森	上久宗集会所	—	S	1998	91.00	○	洪	継続	譲渡,協議	20
4	市民文化系施設	集会所	高森	上市集会所	—	S	1974	179.70	旧	洪	継続	維持(修繕)	20
5	市民文化系施設	集会所	高森	中久宗集会所	—	W	1979	91.00	旧	—	移転	廃止,協議	20
6	市民文化系施設	集会所	高森	朝日集会所	—	LGS	1989	64.60	○	—	継続	譲渡,協議	20
7	市民文化系施設	集会所	高森	緑町集会所	—	S	1972	165.10	旧	洪	継続	維持(修繕)	21
8	市民文化系施設	集会所	高森	若葉集会所(周東南総合センター)	○	S	2004	70.00	○	—	継続	維持(長寿)	21
9	市民文化系施設	文化会館	高森	周東文化会館	—	RC	1994	3,785.76	○	—	継続	維持(長寿)	55
10	市民文化系施設	その他市民文化系施設	高森	周東勤労青少年ホーム	○	RC	1990	926.00	○	—	継続	維持(長寿)	61
11	社会教育系施設	公民館	高森	周東中央公民館	○	周東総合支所併設			○	—	継続	維持(長寿)	68
12	社会教育系施設	公民館	中田	周東中田公民館	—	RC	1981	332.00	旧	—	継続,移転	検討	69
13	社会教育系施設	図書館	高森	周東図書館(分館)	—	RC	1982	838.10	○	洪	継続	維持(長寿)	75
14	スポーツ・レクリエーション系施設	体育館	高森	周東体育センター	○	RC	1990	1,401.75	○	—	継続	維持(長寿)	87

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m ²)	耐震性	災害区域			
15	スポーツ・レクリエーション系施設	プール	高森	岩国市営周東プール	—	S	1966	196.65	○	洪	移転	維持(修繕)・廃止・検討	90
16	スポーツ・レクリエーション系施設	プール	高森	岩国市営周東若葉プール	—	CB	1977	47.69	旧	—	移転	検討	90
17	スポーツ・レクリエーション系施設	グラウンド・広場	高森	周東中央グラウンド(便所等)	—	CB	1976	16.00	旧	洪	継続	維持(修繕)	94
18	スポーツ・レクリエーション系施設	グラウンド・広場	中田	周東中田グラウンド(倉庫等)	—	LGS	1976	17.00	旧	—	継続	維持(修繕)	94
19	スポーツ・レクリエーション系施設	グラウンド・広場	高森	周東用田グラウンド(倉庫等)	—	CB	1989	83.72	○	土	継続	維持(修繕)	94
20	スポーツ・レクリエーション系施設	グラウンド・広場	高森	サン・ビレッジ周東(管理棟・倉庫)	—	LGS	1996	190.28	○	—	継続	維持(修繕)	95
21	産業系施設	農林水産系施設	高森	周東食肉流通センター	—	S	1982	576.00	○	—	継続	検討	138
22	産業系施設	農林水産系施設	高森	高森南共同畜舎	—	S	1984	903.00	○	土	継続	譲渡・協議	138
23	産業系施設	その他商工観光施設	高森	周東森林体験交流施設「丸太村」	—	W	1998	357.90	○	—	継続	維持(修繕)・検討	148
24	学校教育系施設	小学校	高森	高森小学校	—	RC	1966	6,499.00	○	—	継続	検討	159
25	学校教育系施設	小学校	川上	川上小学校	○	RC	1984	2,368.00	○	—	継続	検討	160
26	学校教育系施設	小学校	中田	中田小学校	—	RC	1979	1,904.60	×	—	転用・検討	検討	164
27	学校教育系施設	中学校	高森	周東中学校	—	RC	1974	7,950.00	○	—	継続	検討	175
28	学校教育系施設	給食センター	高森	西部学校給食センター	—	S	2017	2,585.09	○	—	継続	維持(長寿)	181
29	保健・福祉施設	保健センター	高森	岩国市周東保健センター	○	周東総合支所併設			○	—	継続	維持(長寿)	186
30	保健・福祉施設	福祉会館	高森	周東南福祉会館(周東南総合センター)	○	S	2004	505.85	○	—	継続	維持(長寿)	206
31	保健・福祉施設	福祉会館	高森	周東中央福祉会館	○	周東総合支所併設			○	—	継続	維持(長寿)	207
32	子育て支援施設	保育園	高森	わかば保育園	—	RC	2022	477.62	○	—	継続	維持(長寿)	212
33	子育て支援施設	児童館	高森	しゅうとう児童館	○	S	1981	337.79	旧	洪	継続・検討	検討	221
34	子育て支援施設	児童館	高森	わかば児童館(周東南総合センター)	○	S	2004	233.65	○	—	継続	維持(長寿)	221
35	子育て支援施設	放課後児童教室	高森	周東中央放課後児童教室	○	しゅうとう児童館併設			旧	洪	継続	検討	228
36	子育て支援施設	放課後児童教室	川上	周東川上放課後児童教室	○	川上小学校併設			○	洪	継続	検討	228
37	医療施設	診療所	中田	周東中田診療所	—	W	1980	49.00	旧	—	継続	維持(修繕)・検討	236
38	行政系施設	総合支所等	高森	周東総合支所	○	S	2020	4,254.88	○	—	継続	維持(長寿)	244
39	行政系施設	消防団車庫等	高森	午王ノ内消防機庫(2-2)	—	W	1979	15.78	旧	土	継続	維持(修繕)・検討	260
40	行政系施設	消防団車庫等	高森	消防倉庫	—	LGS	1992	16.79	○	—	継続	維持(修繕)・検討	260
41	行政系施設	消防団車庫等	高森	上市中消防機庫(3-3)	—	W	1969	22.30	旧	—	継続	維持(修繕)・検討	260
42	行政系施設	消防団車庫等	川上	川上消防機庫(3-1)	—	W	1978	15.78	旧	—	継続	維持(修繕)・検討	261
43	行政系施設	消防団車庫等	中田	中山消防機庫(2-3)	—	W	1982	15.83	○	土	継続	維持(修繕)・検討	261
44	行政系施設	消防団車庫等	中田	田尻消防機庫(2-3)	—	W	1972	20.00	旧	土	継続	維持(修繕)・検討	261
45	行政系施設	消防団車庫等	高森	東町消防機庫(2-1)	—	S	2004	49.93	○	—	継続	維持(修繕)・検討	261
46	行政系施設	消防団車庫等	高森	用田消防機庫(2-2)	—	W	1981	15.78	○	—	継続	維持(修繕)・検討	261
47	行政系施設	消防団車庫等	高森	緑町消防機庫(3-2)	—	RC	1985	22.08	○	—	継続	維持(修繕)・検討	261
48	行政系施設	その他行政系施設	高森	市営周東バス車庫(下久原)	—	W	1985	34.65	○	—	継続	維持(修繕)	274
49	行政系施設	その他行政系施設	高森	テクノポート周東污水处理場	—	W	1997	6.44	○	—	継続	維持(改修)	275
50	公営住宅	公営住宅	高森	周東道仏団地	—	W	1992	348.72	○	洪	継続	維持(長寿)	292
51	公営住宅	公営住宅	川上	周東川上団地	—	CB	1974	1,830.62	旧	土・洪	移転	廃止・検討	292
52	公営住宅	公営住宅	高森	周東千反原団地	—	W	1959	324.78	旧	洪	移転	建替	292
53	公営住宅	公営住宅	高森	周東国貞団地	—	CB	1960	899.75	旧	洪	移転	建替	292
54	公営住宅	公営住宅	高森	周東上市団地	—	W	1962	218.90	旧	洪	移転	建替	293

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m ²)	耐震性	災害区域			
55	公営住宅	公営住宅	高森	周東用田団地	—	W	1963	1,278.17	旧	洪	移転	建替	293
56	公営住宅	公営住宅	高森	周東流森団地	—	W	1964	222.50	旧	洪	移転	建替	293
57	公営住宅	公営住宅	高森	周東冲原団地	—	W	1965	3,070.77	旧	洪	継続	建替	293
58	公営住宅	公営住宅	高森	周東梶屋団地	—	CB	1970	493.32	旧	土	移転	廃止,検討	293
59	公営住宅	公営住宅	高森	周東久田団地	—	CB	1972	1,843.68	旧	洪	移転	廃止,検討	293
60	公営住宅	公営住宅	高森	周東宇谷団地	—	W	1990	786.70	○	洪	継続	維持(長寿)	293
61	公営住宅	改良住宅	高森	周東高森南団地	—	CB	1974	468.60	旧	—	移転	廃止	303
62	その他	普通財産集会所	高森	旧南地区小規模老人憩の家	—	W	1978	52.99	旧	—	廃止	廃止	331
63	その他	普通財産集会所	高森	神幡集会所	—	W	1964	71.94	旧	—	移転	廃止,協議	331
64	その他	と畜場	高森	周東食肉センター	—	RC	2014	2,745.17	○	—	継続	維持(長寿),検討	351
65	その他	公衆便所	高森	高森駅前公衆便所	—	LGS	2002	23.12	○	—	継続	維持(修繕)	354
66	その他	公衆便所	高森	ふれあい広場トイレ	—	W	1991	19.85	○	—	継続	維持(修繕)	355
67	その他	倉庫	高森	周東南福祉会館(跡地)倉庫	—	S	1987	113.80	○	—	継続	検討	368
68	その他	倉庫	高森	周東南地区自治会連合会倉庫	—	W	1969	42.42	旧	—	廃止	廃止,協議	368
69	その他	その他の施設	高森	旧周東保健センター	—	RC	1980	607.00	旧	洪	—	検討	389
70	その他	その他の施設	高森	旧中央老人憩の家	—	W	1978	53.82	旧	—	—	廃止,協議	389
71	その他	その他の施設	高森	旧岩国地区消防組合西消防署玖西出張所	—	RC	1974	244.10	旧	—	—	廃止	389
72	遊休資産	遊休資産	高森	旧周東福祉学習館	—	RC	1976	466.72	旧	洪	—	廃止	395

※休校中の中田小学校区も、同エリアに含んでいます。

(3) 地域づくりエリアの設定と地域づくり拠点施設の設置

地域を構成する市民・自治会などコミュニティ組織、NPO法人、その他の民間団体や企業など様々な主体と市が地域の抱える様々な課題や将来像などを共有し、それぞれの得意分野をいかして役割分担しながら、地域のまちづくりを地域みんなで話し合う合意形成の場として、当地域内に、以下のよう

に地域づくりエリアと「地域づくり拠点施設」を設定します。
「地域づくり拠点施設」は、総合支所・支所・出張所と連携しながら、地域課題の発見・整理を行うとともに、課題解決のための学習や実践活動を展開する場として設置し、地域力をいかした管理運営手法を令和7年度までに検討します。

地域づくりエリア	地域づくり拠点施設	自治会数	世帯数・人口	
中央地区	周東中央公民館	20	2,838世帯	5,720人
中田地区	周東中田公民館	4	164世帯	298人
南地区	周東南福祉会館	14	1,104世帯	2,113人
* 地域づくり拠点施設については、現時点での設定であり、今後、地域との協議により変更する場合があります。				

3. 施設別の基本方針と各施設の方向性

(1) 集会所系施設（普通財産集会所を含む。）

集会所系施設として、集会所が1. 久田集会所、2. 午王ノ内集会所、3. 上久宗集会所、4. 上市集会所、5. 中久宗集会所、6. 朝日集会所、7. 緑町集会所、8. 若葉集会所（周東南総合センター）の8施設、普通財産集会所が、62. 旧南地区小規模老人憩の家、63. 神幡集会所の2施設、合わせて10施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 39・40 ページと 336・337 ページを参照）

- 地域の交流館、集会施設、住民ホール、学習等供用会館等の集会系施設のうち、地域課題の解決に協働で取り組むための拠点を「地域づくり拠点施設」、それ以外の施設を、地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」に分類します。
- 「地域づくり拠点施設」は、小学校区の範囲を基本に、面積や人口集積の状況などを考慮して設定するものとし、施設については、必要な改修を計画的に行うとともに、管理運営については、地域力・民間活力を活用して指定管理者制度による運営を基本とします。
- 「地域コミュニティ活動の場」とする施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象に地域へ譲渡することとし、譲渡に当たっての条件や施設の改修等に関する支援の仕組みを定めます。

地域に譲受けの意向がない施設については、当面継続使用することとし、改修しないと使用が困難な状況に至った段階で廃止します。

なお、耐震基準を満たしていない施設であっても、施設の状況を十分説明して理解を得た上で、地域が希望する場合には、譲渡できるものとします。地域に譲受けの意向がない施設については、修繕が必要になった段階で廃止します。

イ 個別施設計画での方向性

1. 久田集会所、2. 午王ノ内集会所、5. 中久宗集会所

旧耐震基準の建物で、老朽化が進んでいることから、地域自治会等と廃止について協議する。

なお、施設の状況を十分説明した上で、地域自治会等が施設の譲渡を希望する場合は、譲渡する。

4. 上市集会所、7. 緑町集会所

旧耐震基準の施設であるものの、人権学習及び生涯学習の地域交流施設であるため、必要な修繕等を行い機能を維持する。管理運営について、地域の様々な主体を活用した手法を検討する。

8. 若葉集会所（周東南総合センター）

耐震基準を満たしており、周東南福祉会館と若葉児童館との複合施設であることから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

3. 上久宗集会所、6. 朝日集会所

耐震基準を満たしており、地域コミュニティ活動の場として活用されていることから、地域自治会等への譲渡について、施設改修の支援の在り方を含めて協議する。

なお、地域自治会等に譲受けの意向がない場合は、改修が必要になった段階で廃止する。

62. 旧南地区小規模老人憩の家

旧耐震基準の施設で、老朽化が進んでおり、利用者もいないため、廃止する。

63. 神幡集会所

旧耐震基準の建物で、老朽化が進んでいることから、地域自治会等と廃止について協議する。

なお、施設の状況を十分説明した上で、地域自治会等が施設の譲渡を希望する場合は、譲渡する。

ウ アクシオンプログラム

8. 若葉集会所（周東南総合センター）

周東南福祉会館、わかば児童館との複合施設で、2004 年に新耐震基準で建設し、建築から 19 年経過しています。わかばつまみ絵、クラフト手芸、成人書道、健康体操、フィットネス、3 B 体操などのほか、盆踊り、ふれあいサロン、どんと焼きなど地域行事にも使用され、諸室の稼働率は 11.4%～22.9%で年間約 2,200 人が利用しています。他の機能ともあわせて一体的に使用しており、第 1 種集会所に位置づけ地域改善事業等に取り組んでいることから、保全計画（令和 7 年度に策定予定。以下同じ。）に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

管理運営は市が直営で行っています。補助制度を活用しながら引き続き市直営で行います。

4. 上市集会所、7. 緑町集会所

上市集会所は、1974年に建設し、建築から49年経過しています。かみいちサロン、介護予防教室、ヨガ、英会話などのほか、自治会総会・役員会の会議など地域行事に使用され、諸室の稼働率は6.7%~24.1%で、年間約1,500人が利用しています。

緑町集会所は、1972年に建設し、建築から51年経過しています。染物、絵手紙、手芸、カラオケなどのほか、自治会総会・役員会の会議、盆踊り、芋煮会など地域行事に使用され、諸室の稼働率は12.5%~22.5%で、年間約2,200人が利用しています。

いずれの施設も、旧耐震基準で建設しており、老朽化が顕著となっていますが、第1種集会所に位置づけ、地域改善事業等に取り組んでいることから、当面、必要な修繕等を行い継続使用します。

管理運営は市が直営で行っています。補助制度を活用しながら引き続き市直営で行います。

3. 上久宗集会所、6. 朝日集会所

上久宗集会所は、1998年に建設し、建築から25年経過しています。地域の集会、交流、行事などに使用され、令和3年度の利用は1件で、利用者数は把握していません。

朝日集会所は、1989年に建設し、建築から34年経過しています。令和3年度の利用はありません。

いずれの施設も新耐震基準で建設しており、施設は市が管理し、運営は自治会が行い、これまで地域の集会や行事などに使用されていることから地域コミュニティ活動の場とし、地元自治会への無償譲渡について、令和7年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

1. 久田集会所、2. 午王ノ内集会所、5. 中久宗集会所、62. 旧南地区小規模老人憩の家、63. 神幡集会所

久田集会所は、1980年に建設し、建築から43年経過しています。自治会総会・役員会などの会議、ふれあいサロン、地域の行事などに使用され、令和3年度の利用は41件（稼働率は3.8%）で、利用数は把握していません。

午王ノ内集会所は、1977年に建設し、建築から46年経過しています。ふれあいラジオ体操、敬老会、しめ縄作り、どんど焼きなどに使用され、令和3年度の利用は18件（稼働率は1.7%）で、利用者数は把握していません。

中久宗集会所は、1979年に建設し、建築から44年経過しています。地域の集会、交流、行事などに使用され、令和3年度の利用は6件（稼働率は0.6%）で、利用者数は把握していません。

神幡集会所は、1964年に旧耐震基準で建設し、建築から59年経過しています。

旧南地区小規模老人憩の家は、1978年に旧耐震基準で建設し、建築から45年経過しています。

久田集会所、午王ノ内集会所、中久宗集会所は、市が管理し、運営は自治会が行っています。また、神幡集会所は、地域に無償で貸与し、費用負担を含めて地域自治会が管理運営しており、旧南地区小規模老人憩の家は、現在未使用となっています。

いずれの施設も旧耐震基準で建設し、耐震診断は未実施で老朽化が進んでいることから、令和7年度までに地元自治会等と廃止について協議します。

なお、地元自治会が、施設の状態を理解した上で引き続き地域コミュニティ活動の場として使用するために譲受けの意向がある場合は、無償譲渡について令和7年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

(2) 文化会館

文化会館として、9. 周東文化会館を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 56 ページを参照）

【機能】

市民の文化芸術活動の練習・発表の場の機能に加え、質の高い文化芸術に触れる機会を提供し、市民の創造的な文化芸術活動を支援するとともに、文化振興のための拠点として機能を継続します。なお、岩国市民文化会館については、近隣の『山口県民文化ホールいわくに』との連携を推進します。

また、美和文化会館については、美和公民館の機能の移転を踏まえ、市民の生涯学習活動も行われることから、文化会館としての在り方の検討を行います。

【建物】

今後も文化会館として機能させる施設については、設備を含め計画的に改修を行って継続利用します。

【管理運営】

指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者制度での管理運営を継続するものの、業務仕様書の内容確認やモニタリング評価を徹底するなど、指定管理者制度の適正な運用を図ります。施設ごとに求められるニーズやその特性を生かしながら、効果的かつ効率的に運営するための管理運営の在り方について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

9. 周東文化会館

耐震基準を満たしており、継続利用することから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

ウ アクシヨンプログラム

9. 周東文化会館

1994 年に新耐震基準で建設し、建築から 29 年経過しています。今後も文化拠点施設として維持していくことから、保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

管理運営は指定管理者が行い、自主事業収入などがあることから、業務仕様書の要求水準の内容を精査し、指定管理者制度の適切な運用を図ります。

(3) その他市民文化系施設

その他市民文化系施設として、10. 周東勤労青少年ホームを設置しています。

ア 基本方針

なし

イ 個別施設計画での方向性

10. 周東勤労青少年ホーム

勤労青少年の健全な育成と福祉の増進のための施設として使用されていることから、機能を継続する。建物は、耐震基準を満たしており、継続利用することから、計画的な改修を行って長寿命化を図る。

ウ アクシヨンプログラム

10. 周東勤労青少年ホーム

周東体育センターとの複合施設で、1990 年に新耐震基準で建設し、建築から 33 年経過しています。併設の周東体育センターとあわせて機能しており、今後も維持していくことから、保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

(4) 公民館

公民館として、11. 周東中央公民館、12. 周東中田公民館の2施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は70・71ページを参照）

【機能】

公民館は、市民にとって最も身近な学習活動や趣味・生きがい活動の場としての役割だけでなく、地域防災・防犯、環境、雇用、医療、家庭の支援、学校の支援など少子化・高齢化などの社会状況の変化に起因する地域課題に対して、市民、自治会、企業などと行政が協働してその解決に取り組む場としての役割が求められています。

公民館は、社会教育法に基づき設置されることから、同法の規制の中で事業を行う必要がありますが、比較的利用制約の多い社会教育法に基づく公民館としての位置付けを見直し、地域課題解決のための学習や実践活動の場として、多様な主体が地域のまちづくりを担う拠点施設として、施設の利用度を高めてより様々な活動ができる施設に移行することについて検討します。

その上で、中央公民館は、市民の生涯学習の中核として、今後も市全体の講座等の企画立案機能を担い、中枢的な役割を果たしていきます。また、その他の15の公民館及び分館については、公民館事業の実施のほか、地域課題解決のために地域が連携して学習や実践活動する場と位置付けて今後も機能を継続します。

【建物】

現に出張所などと複合化されている公民館の建物については、多様な主体が協働して地域が抱える課題の解決に取り組む場（地域づくり拠点施設）と位置付け、耐震基準を満たす施設は計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

単体の公民館や、耐震基準を満たしておらず老朽化が顕著な公民館については、他の施設との複合化や廃止も含めて検討します。

【管理運営等】

「地域づくり拠点施設」として位置付ける公民館施設の管理運営については、市民・地域が主体となった管理運営手法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

11. 周東中央公民館

耐震基準を満たしており、継続利用することから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

12. 周東中田公民館

旧耐震基準の建物で、老朽化が進んでいることから、周辺の公共施設への移転又は建て替えを検討する。

ウ アクシヨンプログラム

11. 周東中央公民館、12. 周東中田公民館

周東中央公民館は、中央地区の地域づくり拠点施設とします。周東中央福祉会館、周東保健センター、周東総合支所との複合施設で、2020年に新耐震基準で建設し、建築から3年経過しています。中央地区文化祭や主催事業、各種自主活動クラブの教室さらに長寿会、婦人会、子ども会などの地域団体の活動に使用され、令和3年度の諸室の稼働率は5%～34.6%で、年間約8,300人が利用しています。

周東中田公民館は、中田地区の地域づくり拠点施設とします。1981年に旧耐震基準で建設し、建築から42年経過しています。習字、太極拳などに使用され、諸室の稼働率は0.8%～15.9%で、年間約2,700人が利用しています。

公民館は、市民にとって最も身近な学習活動や趣味・生きがい活動の場としての役割だけでなく、地域課題の解決に取り組む場としての役割が求められていることから、機能は継続します。

周東中央公民館は、地域づくり拠点施設に位置づけていることから、保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

周東中田公民館は、地域づくり拠点施設に位置づけていますが、耐震診断は未実施で、老朽化が進んでいることから、地域づくり拠点施設の在り方を含め、令和7年度までに施設の移転・複合化又は適正な規模での建て替えについて検討・協議を行います。

いずれも、市が直営で管理運営を行っていますが、地域づくり拠点施設にふさわしい、地域力をいかした管理運営手法について、令和7年度までに検討します。

(5) 図書館

図書館として、13. 周東図書館（分館）を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 75・76 ページを参照）

【機能】

図書館は、これまでの資料・情報の提供（貸出し）の役割に加え、新たに、地域課題の解決に取り組むための市民の学習活動の支援や情報提供の役割が求められていることから、機能を継続します。

【施設】

これまでの資料・情報の提供（貸出し）中心の運営に対し、近年は、様々な図書館サービスを図書館の中で長時間楽しむ滞在型の利用者が増加している一方、インターネットによる蔵書等の検索・予約サービスの実施など、在宅での利用環境の整備も進んでいること、また、地域課題の解決に必要な情報などの提供をする役割が重要になってきたことを踏まえ、地域づくり拠点施設と位置付ける公民館施設との連携が必要なことから、施設の在り方、配置の在り方について検討します。

【管理運営】

公立図書館の役割を明確にした上で、効果的・効率的な管理運営を図るため、民間活力を活用した管理運営の手法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

13. 周東図書館（分館）

耐震基準を満たしており、地域課題解決の役割を果たす図書館として継続利用することから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

ウ アクシオンプログラム

13. 周東図書館（分館）

1982年に新耐震基準で建設し、建築から41年経過しています。資料・情報の提供（貸出し）の役割に加え、地域課題の解決に取り組むための市民の学習活動の支援の役割を担うことから、機能を継続し、施設は、保全計画に基づき計画的に改修し、長寿命化を図ります。

周東図書館をはじめ岩国市の図書館の管理運営は市が直営で行っていることから、民間活力を活用した効果的・効率的な管理運営手法について、令和7年度までに検討します。

(6) スポーツ施設

周東地域高森・川上エリアのスポーツ施設は、14. 周東体育センター、15. 岩国市営周東プール、16. 岩国市営周東若葉プール、17. 周東中央グラウンド（便所等）、18. 周東中田グラウンド（倉庫等）、19. 周東用田グラウンド（倉庫等）、20. サン・ビレッジ周東（管理棟・倉庫）の7施設です。このほか、学校開放の体育館等を3施設、多目的ホール機能を備えた施設を3施設設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 97 ページを参照）

【機能】

市民の健康づくりの場及び市民のスポーツを通じての余暇活動の場を提供するとともに、スポーツを始めるきっかけづくり及び競技力向上に資する施策を展開することにより、社会体育の振興を図るため、基本的に継続します。

【建物】

体育館等については、「岩国市総合体育館」を、全国・全県レベルの大会、全市的な大会等を開催する「基幹体育館」として位置付けて継続利用します。また、各地域に 1 か所、市民の生涯スポーツ活動の拠点となる体育館等を「地域体育館」として基本的に配置して継続利用します。

なお、現在各地域に配置されている小規模な体育館等（※ 2）については、学校開放の体育館等（※ 1）が各地域に配置されていることや、多目的ホール機能を備えた施設を市内の各所に設置していることから、大規模改修が必要となった段階で、原則として廃止します。

プールについては、利用実態を精査し、学校プールの利活用を含む今後の在り方について検討します。

運動公園を含む屋外運動施設については、市民の身近なスポーツ活動の場として、基本的に継続利用します。

【管理運営】

継続利用する施設で、既に指定管理者制度を導入している施設は、指定管理者制度による管理運営を継続しますが、要求水準の内容確認やモニタリング評価の実施を徹底し、指定管理者制度の適正な運用を図ります。

指定管理者制度を導入していない施設については、効率的かつ効果的な管理運営を行うため、屋外運動施設も含めて、民間活力を活用した運営手法の導入を検討します。

※ 1 学校開放の体育館等（各施設の詳細は、(9)小学校 (10)中学校を参照）

施設名	方向性
高森小学校	維持（修繕）
川上小学校	検討
周東中学校	維持（修繕）

※ 2 多目的ホール機能をもつ施設（各施設の詳細は、(3)その他市民文化系施設、(4)公民館、(13)福祉会館を参照）

施設名	方向性
周東勤労青少年ホーム	維持（長寿）
周東中央公民館	維持（長寿）
周東南福祉会館 （周東南総合センター）	維持（長寿）

イ 個別施設計画での方向性

14. 周東体育センター

耐震基準を満たしており、地域体育館として継続利用することから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

15. 岩国市営周東プール

市民の健康増進と体育・スポーツの振興に資するため、高森小学校プールを活用し、機能を移転する。管理棟は、耐震基準を満たしており、高森小学校と共同利用していることから、必要な修繕等を行い継続利用する。

50mプールは、大規模改修が必要であり、高森小学校プールを活用できることから、廃止する。
徒渉プールは、当面は継続利用するものの、利用実態を踏まえ、今後の在り方を検討する。

16. 岩国市営周東若葉プール

市民の健康増進と体育・スポーツの振興に資するため、当面は機能を継続するが、利用実態を踏まえ、近隣の学校プールに機能を移転する。

建物は、旧耐震基準の建物で、老朽化が進んでいることから、当面は継続利用するものの、利用実態を踏まえ、廃止を含めて今後の在り方を検討する。

17. 周東中央グラウンド（便所等）、18. 周東中田グラウンド（倉庫等）

附帯施設は、旧耐震基準の建物で、老朽化が進んでいるものの、グラウンドと一体的に管理する必要があることから、必要な修繕等を行い継続利用する。

19. 周東用田グラウンド（倉庫等）、20. サン・ビレッジ周東（管理棟・倉庫）

施設（附帯施設を含む。）は、耐震基準を満たしていることから、必要な修繕等を行い継続利用する。

ウ アクションプログラム

14. 周東体育センター

周東勤労青少年ホームとの複合施設で、1990年に新耐震基準で建設し、建築から33年経過しています。周東地域の地域体育館として維持していくことから、保全計画に基づき計画的に改修し、長寿命化を図ります。

管理運営は周東勤労青少年ホーム、サン・ビレッジ周東も含め指定管理者が行っており、自主事業収入等もあることから業務仕様書の要求水準の内容を精査し、指定管理者制度の適切な運用を図ります。

15. 岩国市営周東プール

50mプール、徒渉プール、管理棟で構成しています。このうち50mプールと徒渉プールは1966年に建設し、建築から57年経過しています。50mプールについては、令和7年度までに高森小学校プールに機能を移転した上で廃止し、徒渉プールについては令和7年度までに今後の在り方について検討します。附属施設である管理棟は、1999年に新耐震基準で建設し、建築から24年経過しています。高森小学校プール管理棟としても使用していることから必要な修繕等を行い継続使用します。

16. 岩国市営周東若葉プール

1977年に建設し、建築から46年経過しています。令和7年度までに、高森小学校プールに機能移転した上で、廃止を含めて今後の在り方を検討します。附属施設である付属屋は、同年に旧耐震基準で建設し、老朽化が顕著となっており、プールの検討にあわせて対応します。

17. 周東中央グラウンド（便所等）、18. 周東中田グラウンド（倉庫等）、

19. 周東用田グラウンド（倉庫等）

グラウンドは、市民の身近な運動施設として、基本的に継続します。附帯施設は、周東中央グラウンド（便所等）と周東中田グラウンド（倉庫等）は旧耐震基準で、周東用田グラウンド（倉庫等）は新耐震基準で建設し、建築から34～47年経過しています。グラウンド利用者の利便性と公衆衛生の確保の観点から必要な修繕等を行い継続使用します。

20. サン・ビレッジ周東（管理棟・倉庫）

多目的グラウンドとテニスコート4面を備えています。管理棟と倉庫は、1996年に新耐震基準で建設し、建築から27年経過しています。身近な運動施設として基本的に継続し、附帯施設の管理棟と倉庫は施設利用者の利便性の確保の観点から、必要な修繕等を行い継続使用します。

(7) 農林水産系施設

農林水産系施設として、21. 周東食肉流通センター、22. 高森南共同畜舎の2施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は140ページを参照）

【機能】

岩国市の農畜産物等の加工等を通じて地域経済の活性化や雇用創出などに寄与しているとともに、地域内外の交流拠点ともなっており、地域の産業振興と農業振興を推進する観点から、その機能については基本的に今後も継続します。

【建物】

施設で行われていることが農畜産物等の加工等で、事業者の生産活動・生業を通じて収益を挙げている施設であり、民間事業者や団体が主体的に施設を運営していくことが可能な施設も見受けられることから、施設での取組内容や経営状況を精査し、農業振興のための支援施策の在り方を別途検討することを前提に、現在の指定管理者等への譲渡について施設の改修等の在り方を含めて協議します。

譲受けの意向がない場合は、修繕が生じた段階で廃止（除却）します。

また、旧耐震基準の施設については廃止を含めて今後の在り方を検討します。

イ 個別施設計画での方向性

21. 周東食肉流通センター

畜産振興、肉用牛流通を行うための機能は継続する。建物は、耐震基準を満たしているものの、老朽化が進んでいることや、肉用牛の大型化に伴い施設の性能が不十分となっていることから、施設の今後の在り方について検討する。

22. 高森南共同畜舎

肉用牛生産を行うための機能は継続する。建物は、耐震基準を満たしているものの、老朽化が進んでいる。指定管理者が利用者から利用料金を収納し、自立した経営を行っていることから、別途、畜産振興を図るための支援の仕組みを構築し、当該施設については現在の指定管理者へ譲渡について協議する。

ウ アクシヨンプログラム

21. 周東食肉流通センター

隣接する周東食肉センターと連携して事業展開を行っており、1982年に新耐震基準で建設し、建築から41年経過して老朽化が進んでいます。令和7年度までに利用実態を精査し、施設の整備手法、管理運営手法等について検討します。

22. 高森南共同畜舎

1984年に新耐震基準で建設し、建築から39年経過しています。指定管理者が利用者からの料金収入により経営していることから、令和7年度までに、現在の指定管理者と無償譲渡について施設改修の在り方等を含め協議します。

(8) その他商工観光施設

その他商工観光施設として、23. 周東森林体験交流施設「丸太村」を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は148ページを参照）

【機能】

地域の活性化、観光振興・産業振興の拠点として、また、地域内外の交流の場として機能していることから、基本的に継続します。

【建物】

耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

【管理運営】

指定管理者による経営を継続し、要求水準の内容確認、モニタリング評価を徹底し、指定管理者制度の適正な運用を図ります。また、経営が安定している施設については、収支の黒字部分の市民への還元、施設改修に充てる内部留保の仕組みについて検討します。

イ 個別施設計画での方向性**23. 周東森林体験交流施設「丸太村」**

森林での活動体験の提供により、森林・林業に対する理解を深め、市民と都市住民との交流の促進による地域の活性化を図るため機能を継続する。建物は、耐震基準を満たしており、当面必要な修繕を行い継続するものの、利用実態を精査し、大規模改修が必要となった段階で廃止を含めて施設の在り方について検討する。

ウ アクションプログラム**23. 周東森林体験交流施設「丸太村」**

森林体験交流センター、バーベキュー棟、バンガロー 3 棟、休養施設で構成しています。建物は 1999 年に新耐震基準で建設し、建築から 24 年経過しています。森林体験など身近に自然に触れる機会を提供しており、当面必要な修繕等を行い継続使用しますが、令和 7 年度までに利用実態を精査し、施設の在り方について検討します。

管理運営は指定管理者が行っていますが、食品販売事業収入があることから業務仕様書の要求水準の内容を精査し、指定管理者制度の適切な運用を図ります。

(9) 小学校 (10) 中学校

小学校として、24. 高森小学校、25. 川上小学校、26. 中田小学校の 3 施設、中学校として 27. 周東中学校を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 164・165、177 ページを参照）**【機能】**

義務教育である小学校・中学校として基本的に継続するものの、教育環境の向上及び児童・生徒の社会性の確保の観点から、児童数・生徒数及び学級数の推移を見ながら、「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成 31 年 2 月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和 2 年 3 月）を踏まえ、保護者や地域の方々などから広く意見を聴き、今後の方向性を検討します。

また、学校施設が地域のコミュニティの核としての性格を有することから、セキュリティや学校経営に支障がないことを前提に、地域利用施設との複合化を進めるとともに、既に休校となっている学校施設や統廃合後の空き施設については、地域の意見を聴きながら民間活力の活用も含め、有効活用について検討を進めます。

【建物】

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成 31 年 2 月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和 2 年 3 月）を踏まえ、施設の老朽化の状況や今後の児童数・生徒数の推移を精査し、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、一定の範囲内に立地する施設との複合化を図りながら施設の在り方を検討することとし、その間は必要な修繕を行い継続使用します。

休校中の学校施設については、一定の時期を捉えて廃校の手続きを行い、普通財産に転用した上で、サウンディング型市場調査の手法等も取り入れて民間活力を活用した利活用や売却について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

24. 高森小学校

耐震基準を満たしているものの、建築から 50 年程度経過していることから、大規模改修に要する費用と適正な規模での建て替えによる費用を比較検証し、大規模改修を行うか、建て替えを行うか検討する。施設の建て替えに当たっては、一定の範囲内に立地する他の公共施設との複合化を推進する。

25. 川上小学校

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」に基づく適正規模適正配置についての取組を「推進する学校」との位置づけを踏まえ、統廃合等について検討・協議を行う。検討・協議結果により、今後も学校施設として継続する場合は、耐震基準を満たしていることから、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、計画的な改修を行い、長寿命化を図る。

26. 中田小学校

休校後、一定の期間を経過した学校施設については用途変更を行ない普通財産に転用し、民間活力を活用したサウンディング型市場調査の手法等も取り入れて利活用や売却について検討する。

27. 周東中学校

岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針に基づく適正規模適正配置について、小学校との一貫整備を含め検討・協議する。建築後 45 年以上経過していることから、検討・協議結果により、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、大規模改修を行うか、適正規模での建て替えを行うか、費用対効果を検証し、検討する。施設の建て替えに当たっては、一定の範囲内に立地する他の公共施設との複合化を推進する。

ウ アクションプログラム

24. 高森小学校、25. 川上小学校、27. 周東中学校

高森小学校は、校舎のうち 2 階建て校舎は 1966 年に、体育館は 1979 年に、いずれも旧耐震基準で建設し、校舎は 2015 年に、体育館は 2012 年に耐震改修工事を行っていますが、建築からそれぞれ 57 年、44 年経過しています。3 階建て校舎は 1982 年に新耐震基準で建設し、建築から 41 年経過しています。

川上小学校の校舎は 1984 年に、体育館は 1985 年に、いずれも新耐震基準で建設し、建築からそれぞれ 39 年、38 年経過しています。

周東中学校の校舎は 1974 年と 1975 年に、体育館と工作格技棟は 1976 年に、いずれも旧耐震基準で建設し、校舎は 2014 年と 2009 年に、体育館と工作格技棟は 2013 年に耐震改修工事を行い、耐震基準は満たしていますが、建築から 49 年～46 年経過し老朽化が顕著となっています。

高森小学校と周東中学校は、「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」に基づき、今後も学校施設として維持することから「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、当面必要な修繕等を行い継続使用し、改築の時期を捉え、他の公共施設との複合化を含め、適正規模での建て替えについて検討します。

川上小学校は、「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」における推進対象校に該当することから、引き続き、適正化について検討します。施設については、当面必要な修繕を行い、継続使用します。

いずれの施設も、適正規模・適正配置の検討・協議結果にかかわらず現在の教室の利用実態を精査し、他の用途での利活用について、セキュリティの確保や学校経営に支障のない範囲内で令和 7 年度までに検討します。

26. 中田小学校

校舎は1979年に旧耐震基準で、体育館は1990年に新耐震基準で建設し、建築から校舎は44年、体育館は33年経過しています。平成28年から休校し、現在、校舎は1階部分の7室（全14室）を市の備品の保管等で使用し、体育館は地元団体のスポーツ練習等で週4回程度使用されています。

令和7年度までに、利用実態を精査し、公的利用・地域利用の有無を確認の上、いずれも見込みがない場合は、売却や民間活力のサウンディング型市場調査等を実施し、有効活用について検討します。

(11) 給食センター

給食センターとして、28. 西部学校給食センターを設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は182ページを参照）

【機能】

学校給食法に基づき学校給食を調理・提供する機能として今後も継続します。

なお、学校施設の適正規模、適正配置の検討結果や、児童生徒数の推移を勘案し、将来的な施設の規模・配置の在り方について検討します。

【管理運営】

調理及び配送業務の民間委託方式を継続します。

イ 個別施設計画での方向性

28. 西部学校給食センター

建物は、耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

学校施設の適正規模、適正配置の検討結果や、児童生徒数の推移を勘案し、将来的な施設の規模・配置の在り方について検討する。

ウ アクションプログラム

28. 西部学校給食センター

玖珂学校給食センターと周東学校給食センターを統合し、2017年に新耐震基準で建設し、建築から6年経過しています。由宇地域、玖珂地域、周東地域の小中学校に加え、岩国地域の一部の小中学校に学校給食を提供しており、保全計画に基づき計画的に改修し、長寿命化を図ります。

(12) 保健センター

保健センターとして、29. 岩国市周東保健センターを設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は187ページを参照）

【総論】

広範な岩国市において、健康増進の拠点となる保健センター機能は、旧自治体単位で必要なものの、これまで保健センターで実施してきた健康診査や予防接種等は、地域の医療機関や他の公共施設で実施するなど、事業手法の変更も可能なことから、保健センターの機能や配置の在り方、保健師等の業務の在り方について抜本的に見直し、2か所の拠点保健センター（岩国市保健センター、岩国市美川保健センター）を中心に機能の再編を行います。

その上で、健康診査や相談等の事業展開について、地域の既存施設等を活用し、保健師等を必要に応じて配置・派遣する方法（アウトリーチ法）を含め、事業の実施方法について検討します。

【建物】

施設については、老朽化の状況や利用実態を踏まえ、機能の統合を図りながら、拠点化施設については計画的な改修を行い継続使用する一方、その他の施設については、複合化・多機能化を進め、有効活用を図ります。

【管理運営等】

管理運営については、当面は直営を維持しますが、複合化・多目的化に合わせて、管理運営方法や開館日・開館時間の見直し、減額・免除規定の見直しを含む受益者負担適正化に取り組みます。

イ 個別施設計画での方向性

29. 岩国市周東保健センター

耐震基準を満たしており、市民の健康づくりや保健衛生施策のため継続利用することから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

29. 岩国市周東保健センター

周東中央公民館等との複合施設で、2020 年に新耐震基準で建設し、建築から3年経過しています。多目的ホールや調理室等を利用して、集団検診や食生活改善推進員の研修などを行っており、年間約6,200人が利用しています。

併設する周東中央公民館を、地域づくり拠点施設として位置づけていることから保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。管理運営は、拠点保健センターへの機能集約と事業実施方法の見直しを行いつつ、現行どおりとします。

(13) 福祉会館

福祉会館として、30. 周東南福祉会館（周東南総合センター）、31. 周東中央福祉会館の2施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は207・208ページを参照）

【機能】

高齢者の生きがい活動の場・機会の提供や、介護予防のための活動の機会の提供は今後も必要ですが、高齢者の移動の困難性を考慮し、できるだけ身近な地域の施設を活用して、活動の場・機会を提供していくことが望まれます。

出張所等が併設された公民館や学習等供用会館、集会所等の「地域づくり拠点施設」を活用し、地域が自主的に身近な施設を活用し、地域の高齢者の生きがい活動の場や機会を提供するとともに、高齢者の居場所づくり、地域の高齢者の見守り、高齢者と子供たち等との交流の場づくりなどに取り組むなど、福祉会館等の在り方について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

30. 周東南福祉会館（周東南総合センター）

若葉集会所及びわかば児童館との複合施設であり、地域の社会の中で、福祉の向上や人権啓発、住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を行っていることから、事業展開の充実強化、地域力を生かした管理運営手法の導入を図り継続する。建物は、耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

31. 周東中央福祉会館

周東中央公民館、周東保健センター及び周東総合支所との複合施設で、地域社会の中で、福祉の向上や人権啓発、住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談

事業や人権課題の解決のための各種事業を行っていることから継続する。建物は、耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

30. 周東南福祉会館（周東南総合センター）

南地区の地域づくり拠点施設とします。若葉集会所等との複合施設で、2004 年に新耐震基準で建設し、建築から 19 年経過しています。各種相談事業や地域住民の交流事業、各種文化教室などに使用され、諸室の稼働率は 1.8%～15.0%で、年間約 5,100 人が利用しています。

地域づくり拠点施設に位置づけていることから、保全計画に基づき計画的に改修し、長寿命化を図ります。

管理運営は市が直営で行っていますが、地域づくり拠点施設にふさわしい、地域力をいかした活動・管理運営手法について、令和 7 年度までに検討します。

31. 周東中央福祉会館

周東中央公民館等との複合施設で、2020 年に新耐震基準で建設し、建築から 3 年経過しています。福祉会館は研修室 2 室、調理室及び相談室で構成し、各種相談事業や地域住民の交流事業、各種文化教室さらに長寿会、子ども会、文化協会、食推など地域団体の活動で使用され、諸室の稼働率は 3.9%～29.5%で、年間約 3,500 人が利用しています（令和 3 年度実績）。

併設する周東中央公民館を地域づくり拠点施設に位置づけていることから、保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

(14) 保育園

保育園として、32. わかば保育園を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 213 ページを参照）

【機能】【施設】【管理運営】

少子化の進展に伴い乳幼児数が減少傾向にあり、待機児童が無いものの、共働き世帯の増加や、令和元年 10 月からの保育料の無償化に伴い、潜在的な保育需要が見込まれることから、引き続き、保育所の機能は継続します。

ただし、園によっては、保育ニーズの減少により定員を下回っていることや、老朽化が顕著になっている施設、耐震基準を満たしていない施設もあることから、「岩国市立保育園の整備に関する基本方針及び整備計画」及び「岩国市保育園民営化実施基準」に基づき、民営化（施設の民間移管等）を含め、配置の在り方について検討します。

上記の検討結果に基づき、今後も公立保育所として維持していく施設については、計画的な改修を行って長寿命化を図ります。

イ 個別施設計画での方向性

32. わかば保育園

周東地域の保育所として継続する。建物は、耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

32. わかば保育園

2022 年に同敷地内に新園舎を建て替えています。今後も、保育需要に応えるため、保全計画に基づき計画的に改修し、長寿命化を図ります。

(15) 児童館

児童館として、33. しゅうとう児童館、34. わかば児童館（周東南総合センター）の2施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 221 ページを参照）

【機能】【施設】【管理運営】

児童館は、18 歳未満の児童を対象とする児童厚生施設となっているものの、本市の児童館は、乳幼児又は小学生以下の児童を対象とし、児童（小学生）への健全な遊びの場の提供や地域子育て支援センター機能を担っています。

子育て支援センターや放課後児童教室、放課後子ども教室など類似の事業も展開していることから、中学生以上の児童が活動・交流する機能（居場所づくり）の必要性や、子育て支援、児童虐待防止の機能の在り方について、児童館の必要性を含めて検討します。

イ 個別施設計画での方向性

33. しゅうとう児童館

児童の健全育成を目的とする機能は当面継続するものの、放課後児童教室での利用が中心となっていることから、児童館の在り方について検討する。建物は、旧耐震基準の建物で、老朽化が進んでいる。放課後児童教室は高森小学校の余裕教室を有効活用することを含め施設の在り方を検討するとともに、管理運営手法について検討する。

34. わかば児童館（周東南総合センター）

児童の健全育成を目的とする機能は継続する。建物は、耐震基準を満たしており、周東南福祉会館と若葉集会所との複合施設であることから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

ウ アクシオンプログラム

33. しゅうとう児童館

周東中央放課後児童教室との複合施設で、1981 年に旧耐震基準で建設し、建築から 42 年経過しています。耐震診断は未実施で、老朽化が進んでいることから、施設の在り方について令和 7 年度までに機能の移転も含めて検討します。

34. わかば児童館（周東南総合センター）

若葉集会所等との複合施設で、2004 年に新耐震基準で建設し、建築から 19 年経過しています。地域子育て支援センターの機能も担っており、他の機能とも一体的に使用していることから、保全計画に基づき計画的に改修し、長寿命化を図ります。

(16) 放課後児童教室

放課後児童教室として、35. 周東中央放課後児童教室、36. 周東川上放課後児童教室の2施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 229 ページを参照）

【機能】

少子化の進展があるものの、共働き世帯や放課後の子供の安全へのニーズが高まっていることから、子育て支援の一環として今後も継続します。

【施設】

施設は、児童 1 人当たりの面積基準の確保状況、老朽化の状況などを基に、児童の利便性と安全性の確保を考慮し、①学校校舎内への併設 ②学校敷地内への専用施設の設置 ③他の公共施設等への併設 ④民間施設の活用などにより、施設の配置を進め、①及び③に該当する施設については、本体施設の大規模改修等にあわせて必要な改修等を行います。

【管理運営】

管理運営については、地域力や民間活力を活用した運営方法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性**35. 周東中央放課後児童教室**

しゅうとう児童館と併設し、旧耐震基準の建物であり、老朽化が進んでいる。児童館施設の在り方の検討にあわせ、高森小学校の教室への移転を検討する。

36. 周東川上放課後児童教室

学校内の教室を使用して開設していることから、学校の改修等にあわせ検討する。

ウ アクションプログラム**35. 周東中央放課後児童教室**

しゅうとう児童館との複合施設で、1981年に旧耐震基準で建設し、建築から42年経過しています。耐震診断は未実施で、老朽化が進んでいることから、令和7年度までに高森小学校の余裕教室の活用を含め、移転・複合化について検討します。

36. 周東川上放課後児童教室

川上小学校の教室を利用して開設しています。当面継続し、「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」に基づく検討・協議結果により対応します。

(17) 診療所

診療所として、37. 周東中田診療所を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は237ページを参照）**【機能】【建物】**

地域住民の健康保持に必要な医療体制を堅持するため、今後も継続するものの、利用実態を精査し、利用者がほとんど見込まれない診療所については、代替機能の確保を含め今後の在り方を検討します。

イ 個別施設計画での方向性**37. 周東中田診療所**

旧耐震基準の建物で、老朽化が進んでいる。地域医療を確保するため、当面、必要な修繕を行い継続使用するものの、利用実態を精査し、今後の在り方についても検討する。

ウ アクションプログラム**37. 周東中田診療所**

1980年に旧耐震基準で建設し、建築から43年経過しています。耐震診断は未実施で、老朽化が進んでいますが、地域医療を確保する観点から、当面、必要な修繕を行い継続使用します。なお、令和7年度までに、周辺の民間医療機関の配置状況や利用実態を精査し、今後の在り方を検討します。

(18) 総合支所等

総合支所等として、38. 周東総合支所を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は245ページを参照）**【機能】**

地域の行政サービスを提供し、住民の利便性の確保と、サービス向上の観点から、また、地域防災の中核機能を担う観点から、さらには、地域協働活動の支援の場としての役割を担っていることから今後も機能を継続します。

【建物】

老朽化が顕著な由宇総合支所庁舎と美和総合支所庁舎については、他の施設との複合化を含め適切な規模での建て替えについて検討します。他の施設については耐震基準を満たし、建設後 45 年未満であることから計画的な改修を行い長寿命化を図ります。

【管理運営】

総合支所等における行政事務執行機能については、市全体の窓口業務への民間活力の活用の検討結果に基づき、総合支所等の窓口業務の在り方について検討します。

また、施設や設備の維持管理・保守点検業務などの包括的民間委託の活用を検討します。

イ 個別施設計画での方向性

38. 周東総合支所

耐震基準を満たしており、継続使用することから、計画的な改修を行い、長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

38. 周東総合支所

周東中央公民館等との複合施設で、2020 年に新耐震基準で建設し、建築から 3 年経過しています。地域の行政サービスの拠点であり、また、地域防災の中核機能を担うこと、併設する周東中央公民館を地域づくり拠点施設として位置づけていることから、保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

また、地域経営の仕組みづくりを検討する中で、総合支所・支所・出張所の役割について明確化を図るとともに、市全体の窓口業務への民間活力の活用の検討に合わせ、総合支所の業務内容及び管理運営体制について令和 7 年度までに検討します。

(19) 消防団車庫等

消防団車庫等として、39. 午王ノ内消防機庫（2－2）、40. 消防倉庫、41. 上市中消防機庫（3－3）、42. 川上消防機庫（3－1）、43. 中山消防機庫（2－3）、44. 田尻消防機庫（2－3）、45. 東町消防機庫（2－1）、46. 用田消防機庫（2－2）、47. 緑町消防機庫（3－2）の 9 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 263・264 ページを参照）

【機能】【建物】

地域防災の要となる消防団の機能やその活動の拠点となる消防団施設については、今後も充実、強化を図ります。

一方、消防団編成時以後の環境の変化を捉え、関係者の意見を伺いながら、消防団組織の在り方と適正配置（人員・規模・場所含む）の検討を行い、この検討結果に基づき、消防団施設の配置の在り方・機能の在り方・老朽化した施設の改築等について、他公共施設との複合化を含め取組を進めます。

継続する施設については、必要に応じて修繕等を行います。

イ 個別施設計画での方向性

39. 午王ノ内消防機庫（2－2）、40. 消防倉庫、41. 上市中消防機庫（3－3）、
42. 川上消防機庫（3－1）、43. 中山消防機庫（2－3）、44. 田尻消防機庫（2－3）、
45. 東町消防機庫（2－1）、46. 用田消防機庫（2－2）、47. 緑町消防機庫（3－2）

基本方針に基づき、対応する。

ウ アクションプログラム

39. 午王ノ内消防機庫（2－2）、40. 消防倉庫、41. 上市中消防機庫（3－3）、
42. 川上消防機庫（3－1）、43. 中山消防機庫（2－3）、44. 田尻消防機庫（2－3）、

45. 東町消防機庫（２－１）、46. 用田消防機庫（２－２）、47. 緑町消防機庫（３－２）

午王ノ内消防機庫（２－２）、上市中消防機庫（３－３）、川上消防機庫（３－１）、田尻消防機庫（２－３）は旧耐震基準で、それ以外は新耐震基準で建設し、建築から 19 年～54 年経過しています。当面、必要な修繕等を行い継続使用しますが、令和 7 年度までに消防団の体制及び組織の在り方について検討し、その結果に基づき、令和 8 年度には消防団施設の再配置計画を策定し、施設の統合・改修・建て替えなどを進めます。

(20) その他行政系施設

その他行政系施設として、48. 市営周東バス車庫（下久原）、49. テクノポート周東污水处理場の 2 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 276・277 ページを参照）

【機能】【建物】

公用車の車庫として使用している施設の全体像を示し、公用車の必要性を含めて、施設の在り方を検討します。

イ 個別施設計画での方向性

48. 市営周東バス車庫（下久原）

生活交通バス関連施設として必要であり、耐震基準を満たしていることから、必要な修繕等を行い継続利用する。車庫全体の在り方について検討する。

49. テクノポート周東污水处理場

耐震基準を満たしており、工業団地、住宅団地の排水処理施設として今後も必要な施設であることから、必要な改修等を行い継続利用する。

ウ アクションプログラム

48. 市営周東バス車庫（下久原）

1985 年に新耐震基準で建設し、建築から 38 年経過しています。生活交通バス関連施設として必要な修繕等を行い継続使用します。令和 7 年度までに車庫全体の在り方について検討します。

49. テクノポート周東污水处理場

テクノポート周東内に進出している企業の污水处理施設として、1997 年に新耐震基準で建設し、建築から 26 年が経過しています。テクノポート進出企業の事業活動に必要な施設であることから必要な修繕等を行い継続使用します。

(21) 公営住宅

公営住宅として、50. 周東道仏団地、51. 周東川上団地、52. 周東千反原団地、53. 周東国貞団地、54. 周東上市団地、55. 周東用田団地、56. 周東流森団地、57. 周東沖原団地、58. 周東梶屋団地、59. 周東久田団地、60. 周東宇谷団地の 11 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 295・296 ページを参照）

【機能】

公営住宅法に基づき、住宅に困窮する所得の低い方に低廉な家賃で住宅を提供する公営住宅の機能は継続します。

【建物】

人口減少や人口構造の変化、公営住宅に対する需要予測を捉え、岩国市としての公営住宅の管理戸数を明確にした上で、旧耐震基準で建設し、老朽化が激しい公営住宅については、現在の入居者に配慮しつつ、用途廃止を進めます。

その上で、市内の民間賃貸住宅の空き状況や、国における民間ストックの活用指針を踏まえ、行政と民間の役割を明確にした上で、民間ストックを活用した公営住宅の提供や建て替えにより必要な管理戸数を確保します。

一方、今後も継続する住宅は、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、必要な修繕を行い機能を維持し、将来的には統合・建て替え等について検討します。

なお、令和4年度に策定した「住生活基本計画」及び今後改定する「市営住宅長寿命化計画」の中で各施設の方向性を検討します。

【管理運営】

管理運営については、他の住宅を含めて一括して指定管理者制度を導入していることから、現行どおりとし、要求水準の内容確認やモニタリング評価の徹底を図るなど、指定管理者制度の適正な運用を図ります。

イ 個別施設計画での方向性

50. 周東道仏団地、60. 周東宇谷団地

耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

51. 周東川上団地、58. 周東梶屋団地、59. 周東久田団地

旧耐震基準の建物であり、老朽化が顕著であることから住生活基本計画及び次期長寿命化計画改定の中で、建て替えを含め今後の在り方について検討を行いつつ、移転について協議し、現在の入居者が退去した段階で廃止する。

52. 周東千反原団地、53. 周東国貞団地、54. 周東上市団地、55. 周東用田団地、56. 周東流森団地

耐震基準を満たしていない建物もあり、老朽化が顕著なことから、周東沖原団地へ統合・建て替えを行う。

57. 周東沖原団地

耐震基準を満たしておらず、老朽化が顕著なことから、建て替えを行う。

ウ アクションプログラム

「岩国市営住宅長寿命化計画」（令和5年3月策定。以下「長寿命化計画」という。）による周東地域の令和4年現在の公営住宅の管理戸数は267戸で、将来（令和32年）の必要戸数を64戸としています。

必要管理戸数を確保するため、アクションプログラムでは次のように取り組みます。

なお、統合・建て替え、用途廃止により必要な管理戸数を下回る場合は、民間賃貸住宅の活用を図り必要管理戸数を確保します。

52. 周東千反原団地、53. 周東国貞団地、54. 周東上市団地、56. 周東流森団地

周東千反原団地は、1959年の建設で、建築から64年経過し、管理戸数11戸で全戸に入居しています。

周東国貞団地は、1960年の建設で、建築から63年経過し、管理戸数25戸のうち7戸に入居しています。

周東上市団地は、1962年の建設で、建築から61年経過し、管理戸数7戸のうち4戸に入居しています。

周東流森団地は、1964年の建設で、建築から59年経過し、管理戸数7戸で全戸に入居しています。

いずれも旧耐震基準で建設し、簡易な診断の結果、条件を満たしていますが、老朽化が顕著となっています。当面必要な修繕を行い継続使用し、周東沖原団地の2号棟の建て替えについての検討を踏まえ、対応します。

57. 周東沖原団地

1964 年と 1965 年に旧耐震基準で建設した 11 棟 35 戸については、老朽化が顕著なことから、替えを進め、1 号棟（26 戸）を、2023 年に新耐震基準で建設し、令和 5 年度から入居を開始し、現在全戸に入居しています。なお、11 棟は令和 6 年度に除却します。

2 号棟については、地域における今後の公営住宅等の需給動向を踏まえ、対応を図ります。

50. 周東道仏団地、60. 周東宇谷団地

周東道仏団地（木造）は、1992 年の建設で、建築から 31 年経過し、管理戸数 4 戸で全戸に入居しています。

周東宇谷団地（木造）は、1990 年の建設で、建築から 33 年経過し、管理戸数 10 戸で全戸に入居しています。

いずれも新耐震基準で建設しており、当面、必要な修繕を行い継続使用しますが、耐用年限経過の時期を捉え、新たな入居者の募集を停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

51. 周東川上団地、59. 周東久田団地

周東川上団地（木造）は、1974 年の建設で、建築から 49 年経過し、管理戸数 40 戸のうち 25 戸に入居しています。周東久田団地は、1972 年の建設で、建築から 51 年経過し、管理戸数 48 戸のうち 37 戸に入居しています。

いずれも旧耐震基準で建設し、老朽化が顕著となっていますが、簡易な診断の結果、条件を満たしています。

周東川上団地は平成 17 年度～平成 21 年度と平成 25 年度～平成 31 年度に、周東久田団地は平成 28 年度に改善事業を実施していることから、当面、必要な修繕を行い継続使用し、耐用年限経過の時期を捉え、新たな入居者の募集を停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

55. 周東用田団地、58. 周東梶屋団地

周東用田団地は、1963 年の建設で、建築から 60 年経過し、管理戸数 35 戸のうち 21 戸に入居しています。

周東梶屋団地は、1970 年の建設で、建築から 53 年経過し、管理戸数 12 戸のうち 5 戸に入居しています。

いずれも旧耐震基準で建設し、簡易な診断の結果、条件を満たしていますが、老朽化が顕著なことから、新たな入居者の募集を停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

(22) 改良住宅

改良住宅として、61. 周東高森南団地を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 304 ページを参照）

【機能】

住宅地区改良法に基づき、住宅地区改良事業に協力し、住宅を失った従前の居住者に住居を提供する機能は継続します。

【建物】

旧耐震基準の建物で、建築から 45 年以上が経過して老朽化が顕著となっていることから、基本的に、大規模改修による長寿命化を進めます。

令和 4 年度に策定した「岩国市住生活基本計画」に基づき改定する次期「岩国市営住宅長寿命化計画」の中で各施設の方向性を検討します。

イ 個別施設計画での方向性

61. 周東高森南団地

旧耐震基準の建物であり、老朽化が顕著なこと、空き家も発生していることから、移転について協議しつつ、現在の入居者が退去した段階で廃止する。

ウ アクションプログラム

「長寿命化計画」による周東地域の令和4年現在の改良住宅の管理戸数は12戸で、将来（令和32年）の必要戸数を0戸としています。

61. 周東高森南団地

1974年に旧耐震基準で建設し、建築から49年経過し、管理戸数12戸のうち6戸に入居しています。簡易な診断の結果、条件を満たしていますが、新たな入居者の募集を停止し、棟ごとに、全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

(23) と畜場

と畜場として、64. 周東食肉センターを設置しています。

ア 基本方針

なし

イ 個別施設計画での方向性

64. 周東食肉センター

畜産業の振興と適正な食肉処理の確保を図るため機能は継続する。建物のうち、本館棟や污水处理施設など、耐震基準を満たしている施設は、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

管理棟は、旧耐震基準の建物であり、老朽化が進んでいることから、今後の在り方について検討する。

管理運営について、経営状況を精査するとともに、行政の役割を明確にし、経営の在り方、管理運営手法について検討する。

ウ アクションプログラム

64. 周東食肉センター

本館棟、管理棟、污水处理施設で構成し、このうち、本館棟は2014年に、污水处理施設は1999年に、いずれも新耐震基準で、管理棟は1978年に旧耐震基準で建設し、建築から、それぞれ9年、24年、45年経過しています。

畜産業の振興と適正な食肉処理の確保を図るため今後も維持していく必要があること、経年劣化も進んでいることから、本館棟は保全計画に基づき計画的に改修し、長寿命化を図ります。污水处理施設は、令和7年度までに、大規模改修を行うか、適正な規模での建て替えを検討します。管理棟は当面必要な修繕を行い継続使用します。

なお、令和7年度までに運営の在り方や管理運営手法を検討します。

(24) 公衆便所

公衆便所として、65. 高森駅前公衆便所、66. ふれあい広場トイレの2施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は356ページを参照）

【機能】

駅利用者や公園利用者、観光者等への利便性の向上、公衆衛生の確保の観点から基本的に継続します。

【建物】

今後も継続する施設については、必要な修繕を行って、機能を維持し、改修が必要となった段階で、利用状況を精査し、今後の在り方を検討します。

イ 個別施設計画での方向性

65. 高森駅前公衆便所、66. ふれあい広場トイレ

耐震基準を満たしていることから、必要な修繕等を行い継続利用する。

ウ アクションプログラム

65. 高森駅前公衆便所、66. ふれあい広場トイレ

高森駅前公衆便所は、JR周防高森駅舎に隣接して2002年に、ふれあい広場トイレは、ふれあい広場内に1991年に、いずれも新耐震基準で建設し、建築から、それぞれ21年、32年経過しています。駅や広場利用者の利便性や公衆衛生の確保の観点から必要な修繕等を行い継続使用します。

(25) 倉庫

倉庫として、67. 周東南福祉会館（跡地）倉庫、68. 周東南地区自治会連合会倉庫の2施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は368ページを参照）

【機能】【建物】

倉庫全体の設置状況及び利用状況を精査し、格納している物品の必要性の検証や整理整頓を行い、存廃を含めて今後の在り方を検討します。

「廃止」とする施設であっても、施設の状況を十分説明し理解を得た上で、地域が譲受けの意向がある場合は、無償譲渡します。地域に譲受けの意向がない施設については廃止します。

また、既に地元自治会が使用している施設については、譲渡について協議します。

イ 個別施設計画での方向性

67. 周東南福祉会館（跡地）倉庫

倉庫全体の設置状況等を精査し、廃止を含めて検討する。

68. 周東南地区自治会連合会倉庫

旧耐震基準の施設であり、老朽化が顕著になっており、安全性が危惧されることから、廃止（除却）について協議する。

ウ アクションプログラム

67. 周東南福祉会館（跡地）倉庫

旧周東南福祉会館の倉庫として1987年に新耐震基準で建設し、建築から36年経過しています。現在は周東南総合センターの倉庫として使用していることから、必要な修繕を行い継続使用します。

68. 周東南地区自治会連合会倉庫

消防機庫として1969年に旧耐震基準で建設し、建築から54年経過しています。現在は、地元自治会に無償貸与していますが、老朽化が顕著となっていることから令和7年度までに廃止について協議します。

(26) その他の施設

その他の施設として、69. 旧周東保健センター、70. 旧中央老人憩の家、71. 旧岩国地区消防組合西消防署玖西出張所の3施設を設置しています。

ア 基本方針

なし

イ 個別施設計画での方向性

69. 旧周東保健センター

保健センターは移転しており、教育支援や地元自治会集会機能を備えた施設として使用しているものの、旧耐震基準の建物であることから、今後の在り方について検討する。

70. 旧中央老人憩の家

旧耐震基準の建物であり、現在、地元商工会に貸与しているものの、老朽化が進んでいることから、廃止について協議する。施設の状況を十分説明した上で、理解を得た上で譲り受けの意向がある場合には譲渡する。

71. 旧岩国地区消防組合西消防署玖西出張所

旧耐震基準の建物で老朽化が顕著になっている。現在は、備品の保管庫として使用されていることから、備品の整理を行い建物は廃止する。

ウ アクシオンプログラム

69. 旧周東保健センター

保健センターとして 1980 年に旧耐震基準で建設し、建築から 43 年経過しています。現在は、地元自治会の集会施設や教育支援教室として使用していますが、耐震診断は未実施で、老朽化が進んでいることから、令和 7 年度までに廃止を含めて施設の在り方について検討します。

70. 旧中央老人憩の家

老人憩の家として 1978 年に旧耐震基準で建設し、建築から 45 年経過しています。現在、商工会に有償で貸し付けていますが、耐震診断は未実施で、老朽化が顕著となっていることから、令和 7 年度までに施設の廃止について協議します。

71. 旧岩国地区消防組合西消防署玖西出張所

消防組合の出張所として 1974 年に旧耐震基準で建設し、建築から 49 年経過しています。現在は総合支所の倉庫として使用していますが、老朽化が顕著となっていることから、令和 7 年度までに備品等の整理を行い、除却時期を調整します。

(27) 遊休資産

遊休資産として、72. 旧周東相杜学習館を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 397 ページを参照）

【機能】【建物】【管理運営】

有効活用を図るため、公的利用を調査した上で、その予定が無い施設について、地域団体や民間事業者を対象に、地域利用や売却や民間活力の活用について、サウンディング型市場調査の手法等を駆使して検討します。

検討の結果、有効活用が見込めない施設は廃止（除却）します。

イ 個別施設計画での方向性

72. 旧周東相杜学習館

旧耐震基準の建物であることから、廃止（除却）する。

ウ アクシオンプログラム

72. 旧周東相杜学習館

周東中学校の寮として 1976 年に旧耐震基準で建設し、建築から 47 年経過しています。現在、市が倉庫として使用していますが、老朽化が顕著なことから、令和 7 年度までに備品等の整理を行った上で廃止し、除却時期を調整します。

4. 周東地域高森・川上エリアにおける今後の取組

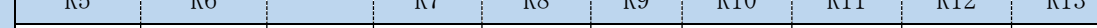
(1) 譲渡について協議する施設(3施設)

ア 集会系施設(2施設)

【南地区】 3. 上久宗集会所、6. 朝日集会所

【対応方針】

「集会系施設の地縁団体等への無償譲渡に関する方針」に基づき、令和7年度までに関係者と施設改修等の支援を含め協議します。

スケジュール	R5	R6		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
3. 6.											
	譲渡の方針に基づき、関係者と協議					協議結果に基づき対応					
協議先	3. 上久宗自治会、6. 朝日自治会										
担当部署	譲渡の協議、施設の維持管理・・・教育委員会周東支所 本庁所管部署・・・生涯学習課										

イ 産業系施設(1施設)

【南地区】 22. 高森南共同畜舎

【対応方針】

「産業系施設の民間譲渡に関する方針」に基づき、令和7年度までに関係者と協議します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
22										
	譲渡の方針に基づき、関係者と協議			協議結果に基づき対応						
協議先	利用団体									
担当部署	譲渡の協議、施設の維持管理・・・周東総合支所農林課 本庁所管部署・・・農林振興課									

(2) 廃止について協議する施設(14施設)

ア 用途を廃止し、除却時期を調整する施設(3施設)

【中央地区】 15. 岩国市営周東プール(50m)、71. 旧岩国地区消防組合西消防署玖西出張所、 72. 旧周東相杜学習館

【対応方針】

現在、施設の利用がない施設については用途を廃止し、令和7年度に策定する「除却計画」の中で、除却時期について調整します。(岩国市営周東プールは除却計画から除く。)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
スケジュール										
15. 71. 72.										
	用途廃止			除却計画に基づく対応						
	除却計画策定の中で時期の調整									
担当部署	除却の調整、施設維持管理・・・15. 文化スポーツ課周東分室、71. 周東総合支所地域振興課 72 教育委員会周東支所 本庁所管部署・・・15. 文化スポーツ課、71. 危機管理課、72. 教育政策課									

イ 施設使用者と廃止に向け協議を行う施設（7施設）

【中央地区】70. 旧中央老人憩の家

【南地区】 1. 久田集会所、2. 午王ノ内集会所、5. 中久宗集会所、
62. 旧南地区小規模老人憩の家、63. 神幡集会所、68. 周東南地区自治会連合会倉庫

【対応方針】

現在、使用者がいる施設は、利用実態を精査し、施設の廃止について令和7年度までに協議します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
1. 2. 5. 62. 63 68. 70										
	利用実態の精査、廃止に向けた協議			協議結果に基づき対応						
協議先	1. 東・西・北久田自治会、2. 東・西午王ノ内自治会、5. 中久宗自治会 62. 南地区自治会長連絡協議会、63. 神幡自治会、68. 南地区自治会長連絡協議会、 70. 岩国西商工会									
担当部署	廃止の協議、施設維持管理・・・1. 2. 5 教育委員会周東支所、62. 68. 周東総合支所市民福祉課 63. 70. 周東総合支所地域振興課 本庁所管部署・・・1. 2. 5. 生涯学習課、62. 高齢者支援課、63. 地域づくり推進課、68. 人権課、 70. 施設経営課									

ウ 市営住宅（4施設）

55. 周東用田団地、58. 周東梶屋団地、61. 周東高森南団地、57. 周東沖原団地（35戸）

【対応方針】

老朽化が顕著なことから、新たな入居者の募集は停止し、棟ごとに、全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。周東沖原団地（35戸）は、令和6年度に除却します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
55. 58. 61										
	新たな入居者の募集は停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止									
57										
	除却									
担当部署	建築住宅課、周東総合支所建設課									

(3) 計画的な改修等を行う施設（34施設）

ア 計画的に改修を行い長寿命化を図る施設（14施設）

【中央地区】 9. 周東文化会館、10. 周東勤労青少年ホーム、11. 周東中央公民館、
13. 周東図書館（分館）、14. 周東体育センター、
29. 岩国市周東保健センター、31. 周東中央福祉会館、38. 周東総合支所

【南地区】 （周東南総合センター） 8. 若葉集会所、30. 周東南福祉会館、34. わかば児童館
28. 西部学校給食センター、32. わかば保育園、64. 周東食肉センター（本館棟）

【対応方針】

令和7年度に策定する保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

地域づくり拠点施設（複合施設を含む。）については、地域力を活用した管理運営手法への移行を令和7年度までに検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
8～64										
	保全計画策定			計画に基づく対応						
11. 13 30. 38										
	管理運営手法・体制の検討			検討結果に基づく対応						
協議先	11. 中央地区自治会長連絡協議会、30. 南地区自治会長連絡協議会、周東福祉会館運営審議会									
担当部署	保全計画策定・・・施設経営課 施設維持管理・・・8. 11. 教育委員会周東支所、9. 文化スポーツ課周東分室、13. 中央図書館 10. 14. 38. 周東総合支所地域振興課、28. 学校教育課、29. 健康推進課、 30. 31. 周東総合支所市民福祉課、32. 保育幼稚園課、34. こども家庭課、 64. 周東総合支所農林課 本庁所管部署・・・8. 生涯学習課、9. 文化スポーツ課、10. 14. 商工振興課、11. 中央公民館 13. 中央図書館、28. 学校教育課、29. 健康推進課、30. 31. 人権課、 32. 保育幼稚園課、34. こども家庭課、38. 総務課、64. 農林振興課									

イ 計画的に改修を行い継続使用する施設（1施設）

57. 周東沖原団地

【対応方針】

令和7年度に策定する保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
57										
	保全計画策定			計画に基づく対応						
担当部署	保全計画策定・・・施設経営課 施設維持管理・・・周東総合支所建設課 本庁所管部署・・・建築住宅課									

ウ 必要な修繕等を行い継続使用する施設（15施設）

【中央地区】 4. 上市集会所、7. 緑町集会所、15. 岩国市営周東プール（管理棟）、

17. 周東中央グラウンド（便所等）、19. 周東用田グラウンド（倉庫等）、

20. サン・ビレッジ周東（管理棟・倉庫）、24. 高森小学校（校舎、体育館）、

27. 周東中学校（校舎、体育館、工作格技棟）、48. 市営周東バス車庫（下久原）、

65. 高森駅前公衆便所、66. ふれあい広場トイレ

【南地区】 49. テクノポート周東污水处理場、67. 周東南福祉会館（跡地）倉庫、

64. 周東食肉センター（管理棟）

【中田地区】 18. 周東中田グラウンド（倉庫等）

【対応方針】

今後も必要な修繕等を行い継続使用します。

高森小学校、周東中学校は、将来的には適正規模での建て替えを検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
4～67										
48										
	必要な修繕等を行い継続使用									
	車庫の在り方検討									
担当部署	施設維持管理・・・4. 7. 24. 27. 教育委員会周東支所、15. 17. 18. 19 文化スポーツ課周東分室、 20. 48. 49. 65. 66. 周東総合支所地域振興課、64. 周東総合支所農林課、 67. 周東総合支所市民福祉課 本庁所管部署・・・4. 7 生涯学習課、15. 17. 18. 19 文化スポーツ課、20. 49. 商工振興課、 24. 27. 教育政策課、48. 交通政策課、64. 農林振興課、65. 観光振興課、 66. 地域づくり推進課、67. 人権課									

エ 市営住宅（4施設）

50. 周東道仏団地、51. 周東川上団地、59. 周東久田団地、60. 周東宇谷団地

【対応方針】

いずれの施設も、簡易な診断の結果、条件を満たし、又は、改善事業を実施していることから、当面必要な修繕を行い継続使用しますが、耐用年限経過の時期を捉え、新たな入居者の募集を停止し、棟ごとに、全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
50～60										
	当面、必要な修繕を行い継続使用。耐用年限超過の時期を捉え新たな入居者の募集を停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止									
担当部署	建築住宅課、周東総合支所建設課									

(4) 建て替え等（検討）が必要な施設

該当する施設はありません。

(5) 今後検討が必要な施設（27施設）

ア 施設・機能の再編・再配置の検討（3施設）

【中田地区】12. 周東中田公民館

【対応方針】

公民館の機能は継続し、施設は地域づくり拠点施設に位置づけていることから、地域づくり拠点施設の在り方を含め、令和7年度までに施設の移転・複合化又は適正な規模での建て替えについて検討・協議を行います。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
12										
	施設の移転・複合化又は適正な規模での建て替えについて検討・協議									
	公民館の在り方検討									
										
	検討結果に基づく対応									
協議先	中田公民館運営協議会、中田地区自治会長連絡協議会、中田地区体育振興会、利用団体									
担当部署	検討を行う部署、施設維持管理・・・教育委員会周東支所 本庁所管部署・・・中央公民館									

【中央地区】33. しゅうとう児童館、35. 周東中央放課後児童教室

【対応方針】

耐震診断は未実施で、老朽化が進んでいることから、周東中央放課後児童教室は、令和7年度までに高森小学校の余裕教室の活用を含め、移転・複合化について検討・協議します。しゅうとう児童館は、施設の在り方について令和7年度までに機能の移転も含めて検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
33. 35.										
	移転・複合化の可能性 の検証・協議			協議結果に基づく対応						
協議先	P T A、周東町児童館運営協議会									
担当部署	33. こども家庭課、35. 保育幼稚園課									

イ 消防団施設（9施設）

【中央地区】40. 消防倉庫、41. 上市中消防機庫（3－3）、42. 川上消防機庫（3－1）、

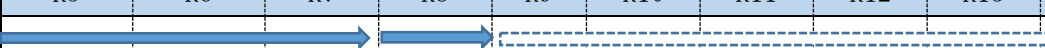
46. 用田消防機庫（2－2）、47. 緑町消防機庫（3－2）

【南地区】 39. 午王ノ内消防機庫（2－2）、45. 東町消防機庫（2－1）

【中田地区】43. 中山消防機庫（2－3）、44. 田尻消防機庫（2－3）

【対応方針】

消防団の体制及び組織の在り方について、令和7年度までに関係機関と協議し、その結果を踏まえて消防団施設の再編計画を令和8年度までに策定し、計画に基づき再編再配置を進めるとともに、必要な修繕等を行い継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
39～47	 消防団の体制、組織の検討 消防団施設再配置 計画策定 計画に基づき、施設の統廃合、更新等を実施 継続使用する施設は、必要な修繕等を実施									
協議先	周東方面隊第2分団、第3分団									
担当部署	消防団の体制、組織の検討・・・危機管理課・周東総合支所地域振興課 施設維持管理・・・周東総合支所地域振興課 本庁所管部署・・・危機管理課									

ウ 既定計画・既定方針に基づき検討する施設（7施設）

【中央地区】25. 川上小学校、36. 周東川上放課後児童教室

【対応方針】

「岩国市立学校規模適正配置に関する基本方針」に基づき、川上小学校は引き続き、適正化について検討し、放課後児童教室は、学校施設の検討に合わせ対応します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
25. 36										
	当面必要な修繕を行い、継続使用。引き続き適正化について検討									
協議先	学校運営協議会、PTA、わくわくしゅうとうネット協議会（幹事会）、中央地区自治会長連絡協議会、高森地区子ども会連合会									
担当部署	検討を行う部署・・・25. 教育委員会周東支所・教育政策課・学校教育課、36. 保育幼稚園課 施設維持管理・・・25. 教育委員会周東支所、36. 保育幼稚園課 本庁所管部署・・・25. 教育政策課、36. 保育幼稚園課									

52. 周東千反原団地、53. 周東国貞団地、54. 周東上市団地、56. 周東流森団地、57. 周東沖原団地 【対応方針】

長期的な公営住宅等必要戸数に対応するため、沖原団地において、周辺の団地を統合し、建て替えを行っています。周東沖原団地2号棟の建設については、地域における今後の公営住宅等の需給動向等を踏まえ、今後の在り方を検討します。周東千反原団地ほか3団地は、当面必要な修繕を行い継続使用し、周東沖原団地の2号棟の建て替えについての検討を踏まえ、対応します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
52～57										
	周東沖原団地2号棟は、地域における今後の公営住宅等の需給動向等を踏まえ、検討 周東千反原団地ほか3団地は、上記の検討結果に基づき対応									
担当部署	建築住宅課、周東総合支所建設課									

エ 今後の在り方検討（7施設）

【中央地区】23. 周東森林体験交流施設「丸太村」、69. 旧周東保健センター、

15. 岩国市営周東プール（徒渉プール）、

【南地区】16. 岩国市営周東若葉プール

【中田地区】37. 周東中田診療所

【対応方針】

高齢化が進んでいることから、令和7年度までに、利用実態を精査するとともに課題を整理し、廃止を含め今後の在り方について検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
15～69										
	利用実態の精査、課題の整理 廃止を含め、在り方を検討 検討結果に基づき対応									
協議先	15. 中央地区自治会長連絡協議会、スポーツ推進委員、16. 南地区自治会長連絡協議会、 23. 指定管理者、37. 周東町自治会連合会、69. 道仏自治会									
担当部署	検討を行う部署、施設維持管理・・・15. 16. 文化スポーツ課周東分室、37. 地域医療課、 23. 周東総合支所農林課、69. 周東総合支所地域振興課 本庁所管部署・・・15. 16. 文化スポーツ課、23. 農林振興課、37. 地域医療課、 69. 地域づくり推進課									

【南地区】 21. 周東食肉流通センター

【対応方針】

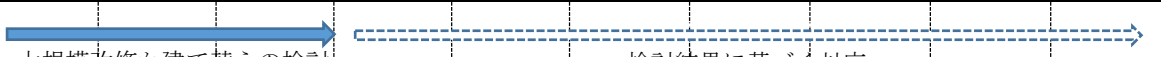
耐震基準は満たしているものの、老朽化が進んでいることから、令和7年度までに利用実態を精査し、施設の管理運営手法等について検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
21										
協議先	利用団体									
担当部署	検討を行う部署、施設維持管理・・・周東総合支所農林課 施設本庁所管部署・・・農林振興課									

【南地区】 64. 周東食肉センター（污水处理施設）

【対応方針】

畜産業の振興と適正な食肉処理の確保を図るため今後も維持していく必要があること、経年劣化も進んでいることから、令和7年度までに大規模改修を行うか、適正な規模での建て替えを行うか検討します。あわせて、運営の在り方や管理運営手法を検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
64										
協議先	利用団体									
担当部署	検討を行う部署、施設維持管理・・・周東総合支所農林課 本庁所管部署・・・農林振興課									

オ サウンディング型市場調査等により、売却等を検討する施設（1施設）

【中田地区】 26. 中田小学校

【対応方針】

別途策定の「未利用財産の利活用に関する基本方針」に基づき、令和7年度までに、利用実態を精査し、公的利用、地域利用の有無を確認し、いずれも見込みがない場合は、サウンディング型市場調査等により、民間への売却等について検討します。

利活用等の見込みがない場合は、除却時期を調整します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
26										
協議先	中田地区自治会長連絡協議会、岩国市カヌー協会、スポーツ推進委員、利用団体									
担当部署	検討を行う部署、施設維持管理・・・教育委員会周東支所 施設本庁所管部署・・・ 教育政策課									

5. 再編・再配置の検証

- (1) 周東中田公民館の機能の移転先についてエリア内の公共施設で可能性を検証します。
- (2) 周東中央放課後児童教室・しゅうとう児童館の機能移転先として、高森小学校の空き教室の可能性を検証します。

(1) 周東中田公民館の機能の移転先について可能性の検証

ア 検証対象施設

周東中田公民館

(7) 施設の利用状況（R4）

内容	使用の部屋	開催数	1回あたりの利用者数
太極拳教室	研修室	43	8
書道教室		22	5
中田いきいきサロン		11	15
高齢者教室		4	17
文化健康祭り打合せ		4	17
夏休みこども教室		3	13
長寿会総会、役員会		3	19
中田体育協会(大会打合せ等)		2	15
敬老会打合せ		2	10
中田ふれあいフェスタ		1	100
文化講演会、中田地区人権学習講座、盆踊り打合せ、青少年育成中田地区会議		4	20～30
包括支援会議、中田地区社会福祉協議会、環境衛生推進協議会、公民館運営協議会、グラウンドゴルフ部		5	5～14
選挙投票所、市県民税申告受付、マイナンバー登録等		5	—
高齢者ソバ打ち教室（料理）、料理教室	実習室	3	10
消防団会議	講座室	1	10
行政相談		1	1
自治会長集会(行事打合せ等)	会議室	5	6

(4) 諸室の利用状況

部屋の名称	部屋面積	利用回数・稼働率	特記事項
研修室	106 m ²	109 回	—
実習室	29 m ²	3回	調理台、コンロ

講座室	37 m ²	2回	和室
会議室	49 m ²	5回	—
事務室	15.75 m ²	—	—

イ 周東中田公民館の機能を他の公共施設に移転することについての検証結果

中田公民館の利用実態として、最も稼働の多い居室は、研修室（106 m²）となっています。

利用の内容は、太極拳、書道教室、いきいきサロンといった自主活動クラブ等を主とするほか、20人程度が参加する講座・会議や多くの人が訪れる地元のイベントなどにも利用されています。

このほか、実習室を利用して料理教室も開催されています。

このことから、移転先の候補となる施設には、現在の研修室と同程度の広さを有する居室を必要とするほか、調理台やコンロ、水道といった調理用の設備を備えた機能を必要とします。

もっとも、中田ふれあいフェスタを除けば、1居室当たりの使用人数は、多くとも30人程度であり、恒常的に使用する団体の人数は10～20人程度であることから、必ずしも現在の研修室かそれ以上の広さでなくとも、これらの人数を収容できる部屋を施設内に有していれば、移転は可能と考えられます。

以上の検証結果から、学校施設等を含め同一エリア内での他の公共施設へ機能を移転する可能性についても、引き続き検討を行います。

(2) 周東中央放課後児童教室・しゅうとう児童館の機能移転先として、高森小学校の空き教室の可能性の検証

ア 検証対象施設

周東中央放課後児童教室・しゅうとう児童館

(ア) 施設の利用状況（R4）

部屋の名称	使用している 部屋(㎡)	開催数 (月平均)	1 回あたりの 利用者数	高森小学校の空き教室に機能を移 転する場合の使用想定の一部屋
放課後児童教室部分				
遊戯室	56	24	39 人	特別教室
集会室A	51			特別教室
集会室B	51			特別教室
児童館部分				
図書室	42	24	6人	特別教室
事務室	30	—	—	—

(イ) 放課後児童教室の利用状況

建築年次	面積(うち保育室面積)	定員	登録者数	平均利用者数	特殊な設備
1980	158 m ²	100	76	39	—

高森小学校

普通教室の現状

A 普通教室の数	B 実学級数	A-B 空き教室の数	空き教室のうち 利活用室数	利活用している場合、その用途
22	14	8	8	タブレット端末保管、総合的な学習の時間、生活科、少人数指導、外国語指導、図工作品置き場、絵具・習字道具置き場 等

特別教室の現状

特別教室の種類	階数	面積(m ²)	1週間当たりの利用回数(授業での利用)
通級指導教室	1	64.8	週15時間以上

第1生活科室	1	60.3	週 2～4 時間
第2生活科室	2	60.3	週 2～4 時間
視聴覚室	2	125.5	週1時間以内
図書室	2	90.9	週15時間以上
第2 図書室	2	64.8	週15時間以上
図工室	2	125.5	週 2～4 時間
第1音楽室	2	116.2	週 2～4 時間
第2音楽室	3	116.2	週 2～4 時間
第1理科室	3	83.7	週 10～14 時間
第2理科室	3	97.2	週 5～9 時間
家庭科室	3	96.5	週 2～4 時間
学年会室	3	90.8	週1時間以内

イ 高森小学校の空き教室への移転・複合化の可能性についての検証結果

高森小学校の普通教室のうち、空き教室については、現状、他の用途で使用しています。

特別教室は、一定の使用があるものの、放課後においては教室の使用に余裕が発生すると考えられます。

特別教室の放課後児童教室及び児童館への転用に当たっては、セキュリティ上、その候補となる教室が、1 階部分で出入口に隣接した位置に配置され、他教室と隔離できることが必要とされ、通級指導教室（64.8 m²）と第1 生活科室（60.3 m²）が候補となります。

児童館については、広さが 72 m²（図書室 42 m²と事務室 30 m²）で、1 部屋当たりの面積を超えてしまうことから、児童館の機能を縮小すれば、移転の可能性があると考えられます。

放課後児童教室についてですが、広さが 158 m²であり、2 部屋を合わせても、面積が満たないことから、現状での放課後児童教室の移転は、困難と考えられます。

しかし、放課後児童教室は、学校内に開室されることが望ましく、しゅうとう児童館の現状を踏まえると、小学校内への移転について検討し、相当のスペースを確保することが必要であるといえます。

今後、児童数及び小学校の空き教室の現状や高森小学校の施設の方向性を考慮しながら、引き続き、高森小学校への機能の移転・複合化について検討します。

6. 公共施設アクションプログラムを推進するための課題の整理

(1) 集会施設等の譲渡の基本的な考え方

集会系施設、産業系施設の譲渡の基本的な考え方及び支援の仕組みについて、次のとおり定めます。

ア 集会系施設

岩国市公共施設個別施設計画では、地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」として位置づける施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象として地域に無償譲渡することとしています。

地域が利用しやすくすることで利用度を高め、住民自治の更なる推進を図るため、集会系施設、普通財産集会所等を地縁団体に無償譲渡するもので、譲渡を円滑に進める上で必要な支援を、「岩国市コミュニティ集会所整備事業補助金」の特例措置として、令和 14 年度を期限に、次のとおり定めます。

なお、旧耐震基準で建設し、耐震診断が未実施の施設であっても、地元自治会が、施設の状態を理解した上で引き続き地域コミュニティ活動の場として使用するために譲り受ける意向がある場合は、無償譲渡の対象としています。譲受けの意向がない場合は、補助金等適正化法の処分制限がある場合を除き、普通財産に転用し、修繕が必要となった場合は廃止します（借主が自主的に修繕を行うことは可能です。）。

- ・地縁団体が譲渡後に行う譲渡施設の修繕工事の一部（費用の8／10。ただし、300万円を上限とします。）と譲渡施設の解体工事の費用について補助します。
- ・前記の修繕工事を行わず、新たな集会所の新築工事を行う場合、その建築工事の一部（費用の8／10。ただし、1,100万円を上限とします。）と譲渡施設の解体工事の費用について補助します。
- ・地縁団体が負担する所有権移転に必要な経費について補助します。
- ・譲渡後の譲渡施設の固定資産税については、引き続き地域コミュニティ活動の場として使用する場合、申請により減免となります。

このほか、旧耐震基準で建築した譲渡施設のうち、建物の耐用年数が未到来で、引き続き地域コミュニティ活動の場として使用する施設については、市において耐震診断を行います。

イ 産業系施設

産業系施設については、これまで民間事業者等が市からの業務委託や指定管理者制度に基づき、効率的かつ効果的な管理運営を行っていますが、当該施設の機能を最大限に発揮し、地域経済の活性化や雇用創出などを通じて産業振興を図ることができるよう、民間事業者等が主体的に施設を管理し、安定的な運営を行うことが可能な施設について、民間事業者等は無償譲渡することとします。

民間事業者等への無償譲渡に当たっては、譲渡施設の耐用年数が経過するまでの間、従前の用途を継続することとし、譲渡施設の設置目的に合致した利用に努めることを前提とし、次のとおり支援措置等を定めます。

- ・原則として、施設の機能維持のために市が必要と認める修繕等を、市が譲渡前に行います。ただし、耐震診断、耐震補強、駐車場の整備等の施設機能の向上を目的とするものを除きます。
- ・譲渡施設の解体工事の費用については、市の使用年数を、建物の総使用年数で除した割合を限度に補助します。
- ・譲渡に伴う所有権移転に必要な経費を補助します。

(2) 保全計画等の策定

市が保有する施設で、今後も維持する施設のうち、法定耐用年数を超えて使用する施設については、予防保全を含め、計画的な改修を行い、長寿命化を図ることにしています。

この長寿命化を図るための大規模な改修には多くの財源が必要となることから、劣化度の調査や改修の内容、実施時期などを明確にした「岩国市公共施設保全計画」を、令和7年度までに策定します。

あわせて、用途廃止し、公共利用・公的利用・地域利用の有無を確認した上で利活用の見込みがなく、耐震基準を満たさないなど安全性に課題のある施設については除却することにしますが、将来において相応の財政負担が伴うことから、優先順位と工程を定める「除却計画」を別途策定します。

(3) 地域経営の仕組みづくりについて

地域課題が複雑・多岐にわたることにより、これまで以上にきめ細やかな取組が求められているため、地域と行政が一体となって協働して課題解決に取り組む「地域経営の仕組みづくり」を令和6年中に策定する「地域づくり協働推進計画」に基づき取り組みます。

地域経営の推進に当たっては、地域が自主的に課題解決を図る上で必要な学習活動や実践行動を行うため、公民館等の公共施設を「地域の活動拠点」と位置付けた上で、地域力をいかした管理運営手法を検討します。

また、課題解決に取り組むための人材育成、財政的支援、情報提供などの支援を行い、地域が主体的に活動できる環境整備に取り組みます。

一方、市民や地域団体との連携・協働を担う所管部署及び各総合支所等の地域振興担当部署は、地域課題を解決するコーディネーターとしての役割を発揮できる庁内体制の確立を図ります。

(4) 指定管理者制度の適切な運用

指定管理者制度は、市からの委任を受けて、公共施設の管理運営を民間等の事業者が行うもので、市が指定管理者に依頼することについては、1 施設の維持管理業務、2 施設の管理運営業務、3 施設での事業等の業務に分類され、それぞれ、どのようなことを、どの程度行うこととするのかを予め示すことが必要となっています。これを「要求水準」といい、以下のことを具体的に示すことになります。

1 施設の維持管理業務

公共施設を適切に維持するために必要な建物や設備の保守点検業務等

2 施設の管理運営業務

開館日・開館時間における施設の利用申請の受付と使用の決定、使用料等の徴収等の業務、実施体制の整備、施設の情報発信、緊急事態への対応等

3 施設で行う諸事業等の業務

施設の役割を果たすための事業や講座等の内容や実施回数等

これらを実施するために必要な費用については、「指定管理料」として支払うことになり、改めて適正な見積りが必要となります。なお、「指定管理料」は施設の利用者等からの利用料金などの収入を控除した金額となることから、利用率の設定など十分な検証も必要となります。

一方、指定管理者は、施設の設置目的に則して、施設の利用を高めるための自主事業を自らの責任と費用負担のもと実施することができ、その収入は指定管理者の収入となります。

こうした取組みを評価・検証するため「モニタリング評価」制度が設けられており、指定管理者が自ら「セルフチェック」を行ったうえで、市の担当者が指定管理者の評価内容を確認・点検し、さらに別途、異なる視点で評価する仕組みが確立されていることが望ましいとされています。こうした評価を適切に実施するため、要求水準の内容を明確にしておくことが重要となります。

周東地域、高森・川上エリアの公共施設では、周東文化会館、周東体育センター、周東勤労青少年ホーム、サン・ビレッジ周東、周東食肉流通センター、高森南共同畜舎、周東森林体験施設「丸太村」及び公営住宅に指定管理者制度を導入していますが、改めて、業務仕様書の「要求水準」の内容を点検するとともに、モニタリング評価を行い、指定管理者制度の適切な運用ができているか検証します。

7. 施設位置図

